

総合教育会議について

1 設置の趣旨

総合教育会議を設置することで、教育に関する予算の編成・執行や条例案の提案など、重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が意思疎通を図り、地域教育の課題やあるべき姿を共有し、より一層民意に反映した教育行政を図ります。

2 位置付けと構成員

・総合教育会議は、市長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議及び調整の場という位置づけとなります。

・総合教育会議は決定機関ではなく、地方自治法上の付属機関でもありません。

・構成員は、市長と教育委員会であり、教育委員会からは教育長及び全ての教育委員が出席することが基本となりますが、緊急事態で教育委員を招集する時間的余裕がない場合には、市長と教育長のみで会議を持つことも可能とされています。ただし、教育委員会の意思決定がされ教育長に委任されている場合は、その範囲内で、そうでない場合は一旦保留し、教育委員会で再検討し、改めて市長と協議・調整することが必要となります。

3 協議・調整事項について

・協議・調整すべき事項として

① 大綱の策定に関すること。

② 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずるべき施策について。

1. 学校等の施設整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する市長と教育委員会が調整することが必要な事項

2. 幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援のように、市長と教育委員会の事務との連携が必要な事項

- ③ 児童，生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ，又はまさに被害が生じる恐れがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講じるべき措置について。

1. いじめ問題により児童，生徒等の自殺が発生した場合
2. 通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合
3. 災害の発生により，生命又は身体の被害は発生していないが，校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合
4. 災害発生時の避難先での児童，生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要があり，福祉部局と連携する場合
5. 犯罪の多発により，市立図書館等の社会教育施設でも，職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合
6. いじめによる児童，生徒等の自殺が発生した場合のほか，いじめ防止対策推進法第28条の重大事態の場合（いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。又は，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。）

④ 構成員（市長・教育委員会）の事務の調整

- ・ 協議すべきでない事項として
教科書の採択，個別の教職員人事等，特に政治的中立性の要請が高い事項について。

4 協議・調整結果の尊重義務について

- ・ 調整が行われ双方が合意した事項については，互いにその結果を尊重しなければならないとされています。
- ・ 調整のついていない事項の執行については，法に定められた執行権限に基づき，市長及び教育委員会それぞれが判断することとなります。

5 会議の公開と議事録の作成及び公表について

- ・ 原則として公開とします。ただし，個人情報等を保護する必要がある場合や公益を害する場合等が想定される場合は非公開とします。
- ・ 原則として議事録を作成し，公表するように努めることされています。